

平成 26 年度

財政的援助団体等監査報告書

信濃町監査委員

26信監第14号
平成27年2月26日

信濃町長 横川 正知 様
信濃町議会議長 小林 幸雄 様

信濃町監査委員 清水 岳美
信濃町監査委員 青柳 秀吉

平成26年度財政的援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、**又は**この監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

平成 26 年度財政的援助団体等監査報告書

第 1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び平成 26 年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

第 2 対象年度

平成 25 年度執行分

第 3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の基準により 4 団体を選定し、平成 26 年 8 月 4 日から平成 26 年 12 月 25 日までの間に実施しました。

- (1) 町から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から 100 万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）

監査実施団体

- No. 1 社会福祉法人おらが会（出損・補助金）
- No. 2 特定非営利活動法人みんなの家（ひだまりセンター指定管理）
- No. 3 信濃町体育協会（補助金・負担金）
- No. 4 シダックス・グランデリア共同体（ふれあい広場しなの指定管理）

第 4 監査の実施方法

監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

第 5 監査の結果

監査を実施した 4 団体において、指摘事項等はありませんでした。なお、監査委員の意見 6 件（4 団体）を添えました。

また、所管課についても、指摘事項等はありませんでした。なお、監査委員の意見 2 件（住民福祉課 1 件、教育委員会 1 件）を添えました。

「監査対象団体ごとの監査結果」、「所管課に対する指摘事項等」は、次ページ以下のとおりです

監査対象団体ごとの監査結果

監査団体名	社会福祉法人おらが会			No. 1
団体所在地	信濃町大字柏原 350 番地			
監査年月日	平成 26 年 8 月 4 日	所管課	住民福祉課	
団体の概要	代 表 者	理事長 松村 修		
	設立年月日	平成 6 年 8 月 24 日	資本金等	純資産 811,793,477 円
	主 な 事 業 の 内 容	1 特別養護老人ホームの経営 2 老人デイサービス事業の経営 3 老人短期入所事業の経営 4 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営		
	平成 25 年度 決 算 状 況	サービス活動収益	358,329,208 円	当期活動増減差額
	サービス活動費用	366,839,254 円	△10,348,132 円	
監 査 対 象 事 項	1 基本財産 1,000,000 円 (町出捐割合 100%) 2 補助金 12,428,000 円			
監 査 結 果	指摘事項等はありませんでした。			
意 見	<p>利用者の要望に応じて増床による待機者対策を行ったことや、他の社会福祉法人に先駆けて給与水準の適正化や正規職員化を進めたこと、並びに、プロパー役員（常勤理事）の育成に努めてこられたことを評価します。</p> <p>1. 町は4月からスタートする第6期介護保険事業計画を策定中であり、その中核を担う当法人の使命・役割は今まで以上に高まるものと予想されます。</p> <p>国は社会福祉法人制度や特別養護老人ホームの見直しを進めており、社会福祉法人の在り方等に関する検討会の報告において、特別養護老人ホームは、その役割「地域の拠点」として地域と共存し、積極的な地域貢献(公益的活動)への取り組みが求められているとしています。今後、介護報酬の引き下げなどの厳しい環境変化も予想されますが、町担当課や地域包括支援センター、信越病院、他の事業所との密接な連携、役職員の団結と創意工夫により、その役割を果たされることを期待します。</p>			

監査団体名	特定非営利活動法人みんなの家			No. 2
団体所在地	信濃町大字富濃 3971 番地			
監査年月日	平成 26 年 9 月 29 日	所管課	住民福祉課	
団体の概要	代 表 者	理事長 瀧川 昌宏		
	設立年月日	平成 18 年 6 月 27 日	資本金等	正味財産 156,700 円
	主 な 事 業 の 内 容	1 グループホームの管理及び運営		
		2 作業所との連携		
		3 障害者の就労支援		
		4 障害者の余暇活動の援助		
平成 25 年度 決 算 状 況		経常収益 16,445,206 円 経常費用 16,445,555 円	当期正味財産増加額 △349 円	
監 査 対 象 事 項	指定管理 ひだまりセンター管理運営業務 12,171,147 円			
監 査 結 果	指摘事項等はありませんでした。			
意 見	<p>1. 法令順守</p> <p>特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が平成 24 年 4 月 1 日に改正され、6 か月以内に代表権を有しない理事の抹消登記を行う必要がありましたが行われておりませんでした。手続中と伺っております。また、計算書類に関して収支計算書から活動計算書に改正されました(NPO法第27条第3号)が変更されておりません。NPO法を順守してください。</p> <p>2. 諸規則の改正と監事監査の実施</p> <p>1. に伴う定款や経理規定の改正が必要です。</p> <p>監事に関する記載が経理規定にありません。監査の実施手続などを追加してください。並行して、監事による監査を実施して監査報告書を作成し、総会に報告することも検討してください。</p> <p>3. NPO法人会計基準に準拠した計算書類の作成</p> <p>平成 22 年 7 月 20 日にNPO法人会計基準が制定されました。現在、NPO法人の望ましい会計基準とみなされており、簡易な記載例を参考とするなど、できるだけ正確な計算書類を作成してください。</p>			

監査団体名	信濃町体育協会		No. 3
団体所在地	信濃町大字古間 765 番地 1		
監査年月日	平成 26 年 10 月 22 日	所管課	教育委員会
団体の概要	代 表 者	会長 風間 幸一	
	主 な 事 業 の 内 容	1 主催事業の開催 2 委託事業の実施 3 スポーツ情報の発行 4 スポーツ教室の開催 5 各種団体への後援等協力	
	平成 25 年度 決 算 状 況	当期収入 2,325,420 円 当期支出 2,193,651 円	当期収支差額 131,769 円
監 査 対 象 事 項	補助金 事業補助金 1,700,000 円 負担金 市町村対抗 駅伝競走及び小学生駅伝大会負担金 200,000 円		
監 査 結 果	指摘事項等はありませんでした。		
意 見	目的を達成するため、厳しい財政状況下にあつてボランティアで運営している役員の皆さんの活動を評価します。 1. 財務諸表の作成状況を閲覧したところ、収支報告書のみで貸借対照表や正味財産増減計算書、財産目録が作成されておりません。任意団体であることから、必ずしも強制はされませんが利害関係者に協会の現状をよく理解していただくため、公益法人会計基準に準じた財務諸表の作成を検討してください。		

監査団体名	シダックス・グランデリア共同体			No. 4
団体所在地	代表企業 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 構成企業 株式会社グランデリア 東京都中央区東日本橋2丁目23番3号			
監査年月日	平成26年12月25日	所管課	教育委員会	
団体の概要	主な事業の内容	1 管理施設の運営に関する業務 2 使用の許可・取り消し及び制限に関する業務 3 使用に係る使用料金の徴収及び還付に関する業務 4 維持管理に関する業務		
	決算状況	平成25年度	当期収入 27,604,000円 当期支出 31,888,000円	当期収支差額 △4,284,000円
監査対象事項	指定管理 ふれあい広場しなの管理運営業務 24,000,000円			
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	<p>いこいの家における営業時間の延長やウェルネスクラブにおけるスイミングスクールの開催その他自主事業の実施により、利用者数が増加していることを評価します。</p> <p>1. 施設の老朽化や消費税改正に伴う負担の増加等、課題が山積しておりますが、町教育委員会（所管課）や総務課（オフトーク）等と連携して基本協定書に定められた目的を達成してください。</p> <p>2. 事業効果の検証をするためには、利用者数の集計を有料・無料等に分け、比較分析することが重要と考えますので検討してください。</p>			

所管課に対する指摘事項等

住民福祉課

社会福祉法人おらが会

指摘事項等はありませんでした。

【意見】

1. 国は社会福祉法人制度や特別養護老人ホームの見直しを進めており、社会福祉法人の在り方等に関する検討会の報告において、特別養護老人ホームは、その役割「地域の拠点」として地域と共存し、積極的な地域貢献(公益的活動)への取り組みが求められているとしています。町(地域包括支援センター)は、おらが会や他の事業所、信越病院等との密接な連携のもと、地域活性化支援を含めた地域ケアシステムの充実、現在策定中の第6期介護保険事業計画の推進に取り組んでください。

特定非営利活動法人みんなの家

指摘事項等はありませんでした。

教育委員会

信濃町体育協会

指摘事項等はありませんでした。

シダックス・グランデリア共同体

指摘事項等はありませんでした。

【意見】

1. 建物は築20年が経過し、老朽化が進んでいます。1件当たり30万円未満の修繕については、指定管理者の負担となっていますが、建物の経年によるものは、30万円未満であっても協議のうえ、どちらが負担するか決定することも検討してください。

また、協定の締結時点では、消費税改正に伴う3%増税分については反映されていません。負担増となる増税分の取り扱いについては、指定管理者と協議してください。